

教えて 猪川先生！

第12回
(最終回)

知っておくときっと役立つ



薬局・薬剤師と介護従事者との協働連携は、居宅療養管理指導などの保険薬剤業務だけに限りません。現在は、非薬物的対応やインフォーマルサービスへと多機能化してきています。地域包括ケアシステムにおいて、薬局・薬剤師と積極的にかかわる方法について述べます。



今回のお題

薬局・薬剤師の取組を知る

積極的に薬局・薬剤師と かかわるコツを教えてください！



執筆 ▶ 猪川和朗

広島大学大学院臨床薬物治療学・准教授。徳島大学薬学部を卒業した後、薬剤師として大分大学病院薬剤部に勤務。医薬品医療機器総合機構などを経て、広島大学へ異動し、介護支援専門員を取得、介護職員初任者研修を修了。博士(薬学)、衛生検査技師。



「薬局・薬剤師との 協働連携へ向けたポイント

介護支援における薬剤師の意義・役割、業務の現状、課題・展望について、先月号で述べました。では、介護従事者として気を付けておきたい点は何でしょうか。それは、少なくとも薬に関することであれば遠慮なく薬剤師へ相談・共有することだと思います。居宅療養管理指導においては、薬剤師が要介護利用者(患者)の生活状況を直接に把握する機会に限られています(月に1~4回)。利用者の日常をよく知り身近な存在である介護従事者の観察・会話の内容こそが、とても重要な情報となるのです。一見関係ないようなことに思えても、介護従事者から伝えることで、薬剤師が気づき判断し、服薬管理の改善

につながります。例えば、生活の状況(食事、排泄、睡眠、その他)や、居室内のごみ箱に薬が捨てられていた、隠している薬をみつけた、などの情報から、服薬アドヒアランス(2023年5月号、同連載参照)の問題点や残薬の存在などに薬剤師が気づくことができます。食事や服薬の介助の場面でも、利用者が薬を取り出すときに落としていないか、薬を飲むのに時間がかかっていないか、飲み込みにくそうにしていないか、などに注意すると良いでしょう。こういった状況がわかれば、粉碎調剤(粉にして渡す)や減薬(飲む薬の種類を減らす)、ほかの薬への変更や今後の薬の選択(サイズの小さな錠剤、溶けやすい薬など)に関して薬剤師から医師へ提案することができます。また、薬カレンダーにセットした薬のうち、飲み忘れたものは片付けずにそのままにします。

そうすることで、いつどのくらい飲めていないのかが把握でき、今後の服薬を考えるうえで参考になるためです。

利用者との何気ない会話や様子から、薬の安全性についての問題点の抽出や解決の糸口につながることがあります。例えば、「ご飯がおいしくない」との発言から味覚異常などの副作用が見つかります。「まっすぐ歩けていない動作」、「立ち上がったときにふらつく様子」、「ぼーっとしている雰囲気」など、いつもと違う感じがあれば、薬の影響なのかもしれません。眠気、めまい、薬剤性パーキンソンズムなどの副作用が示唆されます。こういった「気づき」と「繋ぎ」は、薬剤師にとって非常に助かるものであり、頼もしいばかりの介護従事者の協働連携力です。次のページでは、今月号でも薬局薬剤師による居宅療養管理指導の実践事例を紹介します。